

外国公務員贈賄罪の 自然人・法人に対する制裁の在り方について

2022年8月

経済産業省知的財産政策室

第1回WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方

2. 法人に対する制裁の在り方

3. 公訴時効の在り方

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

第1回WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方

2. 法人に対する制裁の在り方

3. 公訴時効の在り方

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

1 - 1. 自然人に対する制裁の在り方～背景～（再掲）

＜現行制度＞ 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（併科可）

不正競争防止法

第二十一条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは**五百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項の規定に違反した者**

＜OECD贈賄作業部会の課題意識＞

- ・ 実際の事案における罰金額が他国と比べて低額に留まっている。
- ・ 不競法上、営業秘密侵害罪に対して外国公務員贈賄罪より高い制裁が科される。
- ・ 懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない。
- ・ いずれの事案も懲役刑が執行猶予付となっている。
- ・ 日本の法定刑（罰金額）は、条約3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていない。

[第4期対日審査報告書 P36-P38]

勧告 1 2 (a):

12. 制裁及び没収について、W G Bは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

当該勧告を契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、**法定刑の引き上げを含めた制裁の在り方**について検討する。

1 – 2. OECD外国公務員贈賄防止条約の関連する条文について

第三条 制裁

1. 外国公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科する。刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には、効果的な法律上の相互援助及び引渡しを可能とするために十分な自由の剥奪を含むものとする。
2. 締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外国公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む。）であって、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。
3. 締約国は、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。
4. 締約国は、外国公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対し、追加的な民事上又は行政上の制裁を科することについて考慮する。

1－3．適用事案の制裁（自然人）について

- 現行法では、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（併科可）。
- これまで、最長懲役刑は3年（執行猶予4年）、最高罰金額は100万円。

<現行法が適用された事案>

（出典）「外国公務員贈賄防止指針（令和3年5月改訂版）」を基に作成

	事件名	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	60万米ドル（約7,980万円）、 20万米ドル（約2,660万円） ※1ドルあたり133円換算とする。	被告人4名に、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年6月、懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年）、被告会社に7,000万円の罰金
2	中国の地方政府幹部に対する不正利益供与	2013/10	42万円相当及び女性用バッグ（14万円相当）	50万円の罰金
3	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：約7,000万円 尼：2,000万円相当 ウズベキスタン：5,477万円相当	被告人3名に、懲役2年（執行猶予3年）、 懲役3年（執行猶予4年） 、懲役2年6月（執行猶予3年）、被告会社に9,000万円の罰金
4	タイ王国公務員に対する不正利益供与	2019/3 2019/9	3,993万円相当	被告人2名に懲役1年6月（執行猶予3年）、被告人1名に懲役1年4月（執行猶予3年）
5	在福岡ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与	2019/12	15万円	50万円の罰金
6	ベトナム税関職員に対する不正利益供与	2020/1	735万円	100万円の罰金
7	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与及びその約束	2020/6	供与及びその約束： 各10万円	50万円の罰金
8	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与の約束	2020/7	14万円	50万円の罰金

1－4. 自然人に対する法定刑について～他国制度～

- 他国の罰金額の上限額は、日本の罰金額の上限額より高い国が多い※。
- 他国の拘禁刑の上限も、日本よりも長い国が多い※。

※ 第4期審査までが終了した**18か国**（日本を除く）について、各国の審査報告書を基に比較
 罰金額の上限額が日本よりも高い国が**16か国**：罰金額に上限なしが3か国、2,000万円以上が9か国、500万円超2,000万円未満が4か国
 拘禁刑の上限が日本よりも長い国が**12か国**：10年以上が8か国、5年超10年未満が4か国

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	刑法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
自然人 罰金額	500万円 以下	25万ドル 以下 (25万ドル＝約3,300万円)	上限なし	(i) 1,080万ユーロ 以下 (ii) 1,080万ユーロ 以下 (iii) 罰金なし (1,080万ユーロ＝約15.2億円)	5,000万ウォン 以下 (5,000万ウォン＝約550万円)	210万豪ドル 以下 (210万豪ドル＝約2億円)	100万ユーロ 以下 (100万ユーロ＝約1.4億円)
スライド制	—	違反によって得た不正な利益又は損失の2倍 以下	—	—	得られた金銭的利益が1,000万ウォンを超える場合、 その利益の額 （金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は 贈賄額 ）の 2～5倍 (1,000万ウォン＝約110万円)	—	犯罪収益の2倍 以下
拘禁刑	5年 以下	5年以下	10年 以下	(i) 2年以下 (ii) 3月以上5年以下 (iii) 1年以上10年 以下	5年以下	10年 以下	10年 以下

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actを基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成、(i)「深刻でない」(“less serious”) 事案、(ii)「深刻な」(“serious”) 事案、(iii)「特に深刻な」(“especially serious”) 事案

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

1 - 5. 自然人に対する法定刑について～他の経済犯罪～

- 営業秘密侵害罪や金商法、外為法等と比較すると、罰金額の上限額は低い。
- また、拘禁刑の上限は、他の経済犯罪では10年以下のものが多い。

	不正競争防止法	刑法	独占 禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	特許法	
犯 罪 行 為	外国公務員 贈賄・その他、 営業秘密侵害以外の不 競法違反	営業秘密 侵害	贈賄	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈 収賄	株主の 権利の 行使に 関する 利益供 与	有価証券 報告書等 の虚偽記載	財産上の利益 を得る目的で、 相場操作等の 行為を行い、 変動または固定させた相場 による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税 (申告納税)	特許権 侵害
罰 金 額	500万 円以下	2,000万 円以下 (海外重罰) 3,000万 円以下	250 万 円以下	500万 円以下	1,000万 円以下	収賄 500 万 円以下 贈賄 300 万 円以下	300 万 円以下	1,000 万 円以下	3,000 万 円以下	(最高) 3,000万 円以下 (スライド制) 違反行為の目的物の価格の5倍 が上記上限を超えている場合、 目的物の価格の5倍以下	(最高) 1,000万 円以下 (スライド制) 情状により、 1,000万円を超えその 免れた所得税の額又は還付 を受けた所得税の額に相当する 金額以下 (法人税も同様)	1,000 万 円以下
拘 禁 刑	5年 以下	10年 以下	3年 以下	5年 以下	10年 以下	収賄 5年 以下 贈賄 3年 以下	3年 以下	10年 以下	10年 以下	(最長) 10年以下	(最長) 10年以下	10年 以下

1－6．自然人に対する罰則の引き上げの動向（平成17年以降）

- 平成17年以降、不正競争防止法の営業秘密侵害罪、他の経済犯罪に対する法令は罰則の引き上げを実施している。

法律	改正前	改正後
不正競争防止法 平成17年改正（外国公務員贈賄罪）	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科なし）	<u>5年</u> 以下の懲役又は <u>500万円</u> 以下の罰金
不正競争防止法 平成18年改正（営業秘密侵害罪）	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	<u>10年</u> 以下の懲役又は <u>1,000万円</u> 以下の罰金
不正競争防止法 平成27年改正（営業秘密侵害罪）	10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金	10年以下の懲役又は <u>2,000万円</u> 以下の罰金 （海外重罰） 10年以下の懲役又は <u>3,000万円</u> 以下の罰金
外為法 平成29年改正 （大量破壊兵器関連貨物・技術の無許可取引）	10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 （目的物の価格の5倍が上限額を超えるときは、当該価格の5倍以下）	10年以下の懲役又は <u>3,000万円</u> 以下の罰金 （目的物の価格の5倍が上限額を超えるときは、当該価格の5倍以下）
金融商品取引法 ※1 平成18年改正 （有価証券届出書等の虚偽記載、相場操縦行為）	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	<u>10年</u> 以下の懲役又は <u>1,000万円</u> 以下の罰金
所得税法 平成22年改正 （脱税犯）	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	<u>10年</u> 以下の懲役又は <u>1,000万円</u> 以下の罰金

※1 以前の名称は、証券取引法

1-7. 自然人に対する制裁の在り方について～論点～

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、自然人に対する財産的制裁の引上げについて、以下のような慎重意見があった。
 - ✓ 自国公務員に対する贈賄罪と比較した場合現状の法定刑でも十分ではないか。
 - ✓ 法定刑の上限額を引き上げても直ちに実際の事案での罰金額が引き上げられることにはならないではないか。
 - ✓ 自然人は個人の利得のためではなく、企業の利益のために贈賄行為を行うことが想定されるところ、自然人に過大な刑罰を科すことが抑止力につながるとは考えにくい。
- 確かに、外国公務員贈賄罪の自然人に対する制裁は、「自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとする」との観点からは、現行制度でも条約の履行義務は果たしていると言えるが、一方で、第4期対日審査報告書が指摘するように、
 - ① 現行の制裁（罰金額の上限額）は、諸外国における制裁よりも低い状況にあり、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みれば、条約加盟国として、我が国の制裁も、諸外国に比較して同等レベルのものとすることが求められること。
 - ② また、国内の他の経済犯罪も、近年、相次いで罰則の引上げを図っており、これらとの比較で、外国公務員贈賄罪の制裁は、必ずしも高いレベルにあるとは言い難いこと。から、今次勧告を踏まえ、罰金額や懲役刑を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる方向で検討してはどうか。

第1回WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方

2. 法人に対する制裁の在り方

3. 公訴時効の在り方

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

2-1. 法人に対する制裁の在り方～背景～（再掲）

＜現行制度＞ 3億円以下の罰金

不正競争防止法

第二十二條（1）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

＜OECD贈賄作業部会の課題意識＞

- 法人に対する罰金額（の上限額）は、①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額にとどまっている。
- 訪日審査の過程で民間の参加者より以下のコメントが得られた。
 - ✓ 独禁法や証券取引法等と比べて罰金額が低額。これが企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの1つの理由となっている。
 - ✓ 米国FCPAやUKBAと比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法よりも他国の法令を意識している。（但し、レピュテーションリスクを鑑みれば現状の罰金額で十分との指摘もある。）

[第4期対日審査報告書 P75-P76]

勧告15(a):

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること。

当該勧告を契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、法定刑の引上げを含めた制裁の在り方を検討する。

2－2．OECD外国公務員贈賄防止条約の関連する条文について

第三条 制裁

1. 外国公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科する。刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には、効果的な法律上の相互援助及び引渡しを可能とするために十分な自由の剥奪を含むものとする。
2. 締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外国公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む。）であって、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。
3. 締約国は、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。
4. 締約国は、外国公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対し、追加的な民事上又は行政上の制裁を科することについて考慮する。

2－3．適用事案の制裁（法人）について

- 現行法では、3 億円以下の罰金。
- 法人に対しては、**最高罰金額は9,000万円**が科せられている。

（出典）「外国公務員贈賄防止指針（令和 3 年 5 月改訂版）」を基に作成

	事件名	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	60 万米ドル（約 7,980 万円）、20 万米ドル（約 2,660 万円） ※1ドルあたり133円換算とする。	被告人4名に、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年6月、懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年）、 被告会社に7,000万円の罰金
2	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：約7,000万円 尼：2,000万円相当 ウズベキスタン：5,477万円相当	被告人3名に、懲役2年（執行猶予3年）、懲役3年（執行猶予4年）、懲役2年6月（執行猶予3年）、 被告会社に9,000万円の罰金

2-4. 法人に対する法定刑について～他国制度～

- 他国では、得られた利益等に応じて罰金額の上限を変更する**罰金スライド制**を導入している※。
- **罰金スライド制を導入していない国の罰金額の上限**は日本の罰金額の上限よりも**高い**※。

※ 第4期審査までが終了した**18か国**（日本を除く）における法人に対する法定刑について、各国の審査報告書によると

- ・罰金スライド制を導入している国が**8か国**
- ・罰金スライド制を導入していない国**10か国**のうち、罰金額の上限が日本よりも高い国が**8か国**（上限なしが3か国、3億円超が5か国）

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	秩序違反法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
法人 罰金額・過料	3億円以下	200万ドル以下 (200万ドル＝約2億6,600万円)	上限なし	故意である場合 1,000万ユーロ 以下 (1,000万ユーロ＝約14.1億円) なお、過失の場合、500万ユーロ以下(過料)	10億ウォン以下 (10億ウォン＝約1.1億円)	2,100万豪ドル 以下 (2,100万豪ドル＝約20億円)	500万ユーロ 以下 (500万ユーロ＝約7億500万円) なお、再犯の場合、1000万ユーロ以下
スライド制	—	違反によって生じた不正な利益又は損失の2倍 以下	—	—	得られた金銭的利益が5億ウォンを超える場合、 その利益の額 （金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は 贈賄額 ）の 2～5倍 (5億ウォン＝約5,500万円)	法人およびその関連法人が直接的または間接的に得た利益 のうち、犯罪を構成する行為に合理的に起因するものの価値を裁判所が判断できる場合、 その利益の価値の3倍 以下 裁判所が価値を判断できない場合、 法人の年間売上高の10% 以下	犯罪収益の10倍 以下

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actと18 U.S. Code § 3571を基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

2-5. 法人に対する法定刑について～他の経済犯罪～

- 法人処罰を有する他の経済犯罪の規定と比して、罰金額の上限額は低い。
- 外為法では、法人重科とスライド制を選択的に使用し、抑止効果を抜本的に強化※。

	不正競争防止法	刑法	独占禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	特許法	
犯罪行為	外国公務員贈賄・その他、営業秘密侵害以外の不競法違反	営業秘密侵害	贈賄	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	財産上の利益を得る目的で、相場操作等の行為を行い、変動または安定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税（申告納税）	特許権侵害
罰金額		5億 円以下 (海外重罰) 10億円以下	—	5億 円以下	—	—	—	7億 円以下	7億 円以下	(最高) 10億 円以下	(最高) 1,000万 円以下	3億 円以下
スライド制		—	—	—	—	—	—	—	—	違反行為の目的物の価格の5倍が上記上限を超えている場合、 目的物の価格の5倍 以下	情状により、1,000万円を超え その免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額 以下（法人税も同様）	—

※第4回 産業構造審議会 通商・貿易分科会（2017年7月7日）資料4には以下の記載がある。
「法人重科（法人：最大10億円、個人：最大3000万円）とスライド規定（価格の5倍）を選択的に使用することで、貨物の違法輸出・技術の違法取引への抑止効果を抜本的に強化。」
URL: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/004.html

2－6．法人に対する罰則の引き上げの動向（平成10年以降）

- 不正競争防止法の営業秘密侵害罪、他の経済犯罪に対する法令は罰則の引き上げを実施している。

法律	改正前	改正後（導入時）
不正競争防止法 平成10年改正（外国公務員贈賄罪）	－	<u>3億円</u> 以下の罰金
不正競争防止法 平成17年改正（営業秘密侵害罪）	－	<u>1億5,000万円</u> 以下の罰金
不正競争防止法 平成18年改正（営業秘密侵害罪）	1億5,000万円以下の罰金	<u>3億円</u> 以下の罰金
不正競争防止法 平成27年改正（営業秘密侵害罪）	3億円以下の罰金	<u>5億円</u> 以下の罰金 (海外重罰) <u>10億円</u> 以下の罰金
外為法 平成29年改正 (大量破壊兵器関連貨物・技術の無許可取引)	1,000万円以下の罰金 (目的物の価格の5倍が上限額を超えるときは、当該価格の5倍以下)	<u>10億円</u> 以下の罰金 (目的物の価格の5倍が上限額を超えるときは、当該価格の5倍以下)
金融商品取引法※1 平成18年改正 (有価証券届出書等の虚偽記載、相場操縦行為)	5億円以下の罰金	<u>7億円</u> 以下の罰金
所得税法 平成22年改正 (脱税犯)	500万円以下の罰金	<u>1,000万円</u> 以下の罰金

※1 以前の名前は、証券取引法

2-7. 法人に対する制裁の在り方について～論点：罰金額の引き上げ～

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、法人に対する財産的制裁の引上げについて、以下のような慎重意見があった。（※なお、法人の制裁に関しては、他法令との比較で3億円が果たして十分な制裁かについては検討の余地あり、とのコメントもあり。）
 - ✓ 贈賄は競争違反と同じで重大なものの認識。入札資格のはく奪等、万が一違反を行った場合のビジネスへの影響は大きく、現状でも十分に抑止力がある。
 - ✓ 3億円という法定刑の上限は、中小企業からすると十分に高い。
 - ✓ 法人に関しては、法定額の多寡ではなく、レピュテーションの問題。近年、ESG、SDGsで企業の動向が市場からも注目されている中、贈賄事件を起こすと投資家のネガティブな反応が予想される。
- 確かに、現行の法人に対する制裁でも、企業側に対する抑止としては十分との見解はある一方で、第4期対日審査報告書が指摘するように（自然人の罰則と同様に）、
 - ① 現行の制裁（罰金額の上限額）は、諸外国における制裁よりも低い状況にあり、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みれば、条約加盟国として、我が国の制裁も、諸外国に比較して同等レベルのものとすることが求められること。
 - ② また、国内の他の経済犯罪も、近年、相次いで罰則の引上げを図っており、これらとの比較で、外国公務員贈賄罪の制裁は、必ずしも高いレベルにあるとはいえないこと。から、今次勧告を踏まえ、罰金額を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる方向で検討してはどうか。

2－8．法人に対する制裁の在り方について～論点：罰金スライド制～

- OECD勧告内容にある「（法定刑の上限を引き上げること、）又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること」に対応する方策の1つとして、「罰金スライド制」の導入について、以下の点を踏まえて、どのように考えるべきか。
 - ✓ 諸外国では、アメリカ、オーストラリア、フランス、韓国等において導入されている（ただし、例えば、アメリカ（連邦）では外国公務員贈賄罪のみならず、原則として、連邦法上の犯罪における罰金刑に共通するものとして定められている模様）。
 - ✓ 日本でも、一般的ではないが、外為法、所得税法、法人税法等で導入されている。
 - ✓ 一方、仮に我が国にも罰金スライド制を外国公務員贈賄罪に適用するには、以下のような課題が考えられる。
 - ① 日本の経済犯罪の法定刑として、罰金スライド制が導入されている例は少ないが、**外国公務員贈賄罪に罰金スライド制を導入する必要性**
（例えば、犯罪の抑止力などの観点で、導入の必要性をどのように考えるべきか。）
 - ② 罰金額の根拠となる**不正利益の算出の困難性**
（例えば、外為法において基準となる目的物の価格、所得税法・法人税法において基準となる免れた税の額は比較的明確であるが、贈賄による不正利益の算出には一定の困難性があるという指摘があるが、どのように考えるべきか。）

(参考) 贈賄によって得られた利益の算定方法の例

■ 総収益法

「賄賂を渡して得た契約の元で受け取った収入のすべて」を贈賄の利益とする方式。典型的には英国で用いられる。

- 外国政府から**910万英ポンドの契約**を獲得するために、代理人を通じて、外国公務員に契約金額の12%（約110万英ポンド）の賄賂を支払った会社に対し、480万英ポンドの罰金を科され、**贈賄によって得られた利益額910万英ポンドが没収**された。（英国の事例）

■ 純収益法

「契約収益から、契約を実行する際に贈賄者が負担した一定の正当な費用又は経費（例えば、商品又はサービスの供給コスト）を差し引いたもの」を贈賄によって得られた利益とする方式。米国、ドイツ等で用いられる。

- 外国公務員に賄賂として**総額500万ドル**の支払いを行った会社が見返りとして獲得した**プロジェクトの収益が1億ドル**と評価された。同社は**プロジェクトの売上原価として2500万ドル**を支払った。また、同社は帳簿上、賄賂を正当な費用として偽装し、その費用を税金から差し引いていた。（米国の事例）

没収の対象となる利益の計算

プロジェクトからの受取収益	100,000,000 ドル
－ プロジェクトのために販売された商品の原価	25,000,000 ドル
＋ 支払われた賄賂の合計額	5,000,000 ドル
＝ 得られる利益の合計額	80,000,000 ドル

※賄賂が加算されているのは、賄賂を税金から差し引くことで利益を得ていたため

■ 派生利益方式

企業が贈賄することで得た利益をすべて合算して利益を計算する方式

- ある事業において、ホスト国政府から大型機器の一定期間の国外移動を要求された会社が、税関職員に賄賂を支払って移動を回避した。機器の稼働が維持され、**200万ドルの移動費用**を節約し、**400万ドルの追加収益**を獲得。また、同国への出荷時に支払う**100万ドルの関税**を回避するために賄賂を支払った（実際の関税の20～30%）。さらに、必要な通関書類や検査を回避し貨物の通関を円滑にするため、**5万ドルの賄賂**を支払った。（米国の事例）

差押えの対象となる利益の計算

機器の移動コストの削減	2,000,000ドル
稼働期間の延長による利益	4,000,000ドル
関税の回避	1,000,000ドル
＋ 書類作成や検査の回避による利益※	50,000ドル
＝ 得られる利益の合計額	7,050,000ドル

※貨物の通関を迅速化するために支払われた賄賂から得られる利益は、明白でなく容易に計算できないため、贈賄額を利益の推定に使用